

第 2 編

第4期障がい者計画

第2編 第4期障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第1期障がい者計画から第3期障がい者計画においては、「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を基本理念とし、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重しながら、障がいのある人もない人も一緒に取組む機会が増えるように障がい者施策を進めてきました。

本計画においても、これまでの計画における施策の継続性を確保しつつ、国の基本計画における基本理念とも整合的なものとしてこの基本理念を継承し、各施策の推進を図ります。

基本理念

障がい者の自立と皆でつくる共生社会



MSG アートクラブ作品

第2節 基本方針

| | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 啓発と広報 | 相互理解・交流の推進と共に支えあう地域の確立 |
|---|-------|------------------------|

障がいのある人が地域社会で暮らしていくためには、地域住民の障がいや障がいのある人への理解が必要です。そのために人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念を地域に定着・浸透させるとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めます。

| | | |
|---|------|--------------|
| 2 | 生活支援 | 自立支援と社会参加の推進 |
|---|------|--------------|

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、個々の状態に応じた適切な生活支援を提供する体制の整備が必要です。望む暮らしを実現できるよう自己決定を尊重する意思決定支援を行うとともに、相談支援体制の充実と障がい福祉サービスの量の確保と質の向上に努め、障がいのある人の地域生活の実現とその家族を支援します。

| | | |
|---|------|----------------|
| 3 | 生活環境 | 人にやさしいまちづくりの推進 |
|---|------|----------------|

地域社会で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の充実と社会参加のために、適切な住環境の確保、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化など、様々な社会的障壁の除去に努めます。また、交通事故を含めた事故防止の啓発と防災、防犯対策を推進していきます。

| | | |
|---|-------|--------------------|
| 4 | 教育と育成 | 障がいのある子どもの保育と教育の充実 |
|---|-------|--------------------|

障がいのある子どもが、地域で学び、育つために、一人ひとりの特性やニーズに応じた教育の体制整備をさらに進めます。乳幼児健診、5歳児発達相談等での早期の気づき、対応のための相談体制の充実を図り、各関係機関等が連携し一貫した支援を行うことで、障がいの状況と特性に応じた学習の機会を提供するとともに、医療的ケアを必要とする障がいのある子が、地域において包括的に支援を受けられるよう関係機関の連携を促進します。

5 雇用と就業

働く場の確保のために

障がいのある人が地域でいきいきと自らの力を生かして働くことは、経済的自立のためだけでなく、生きがいのある生活を送るために重要なことです。その能力と適性に応じた働く場や日中活動の場の拡大とともに、障がいのある人の雇用促進について関係機関と連携して総合的に推進していきます。

6 保健と医療

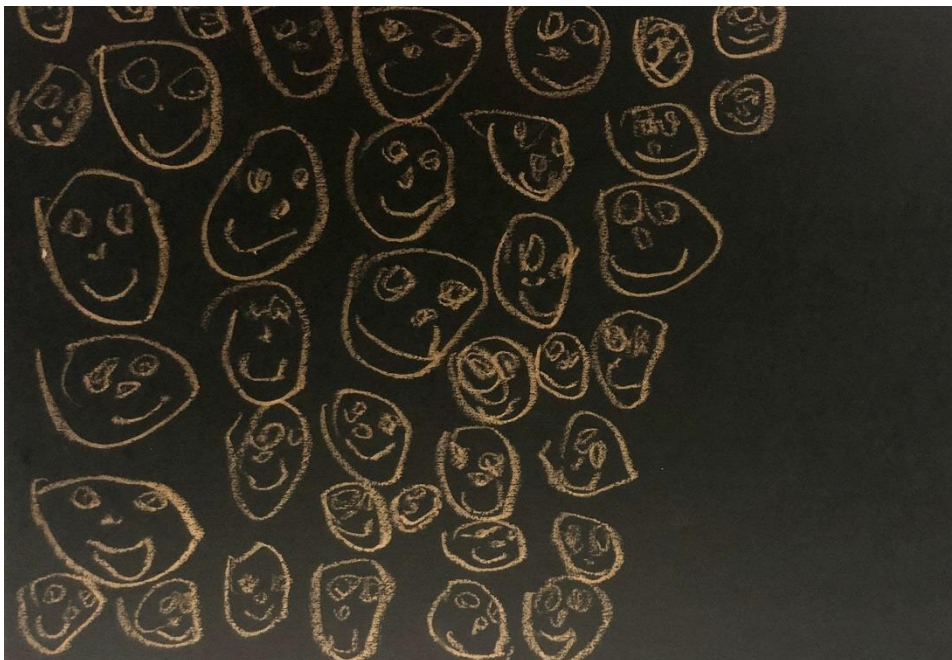
障がいの早期発見・早期対応と健康づくり

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう地域での支援体制整備を促進します。また、障がいのある人が身近な地域に必要な医療を受けられることができるよう医療機関、保健所や関係機関との連携を図ります。

7 情報・コミュニケーション

地域で自立して生活していくために

近年では、情報通信機器・システムの研究開発が進み、障がいのある人の利用に配慮された情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進によって情報の使いやすさ（アクセシビリティ）の一層の向上が期待されます。障がいのある人が地域で生活するために必要な情報を入手できるように、情報提供の充実を図るとともに、障がい特性に応じた情報提供の支援体制の整備に努めます。



MSG アートクラブ作品

第2章 施策の展開

第1節 啓発と広報 相互理解・交流の推進と共に支えあう地域の確立

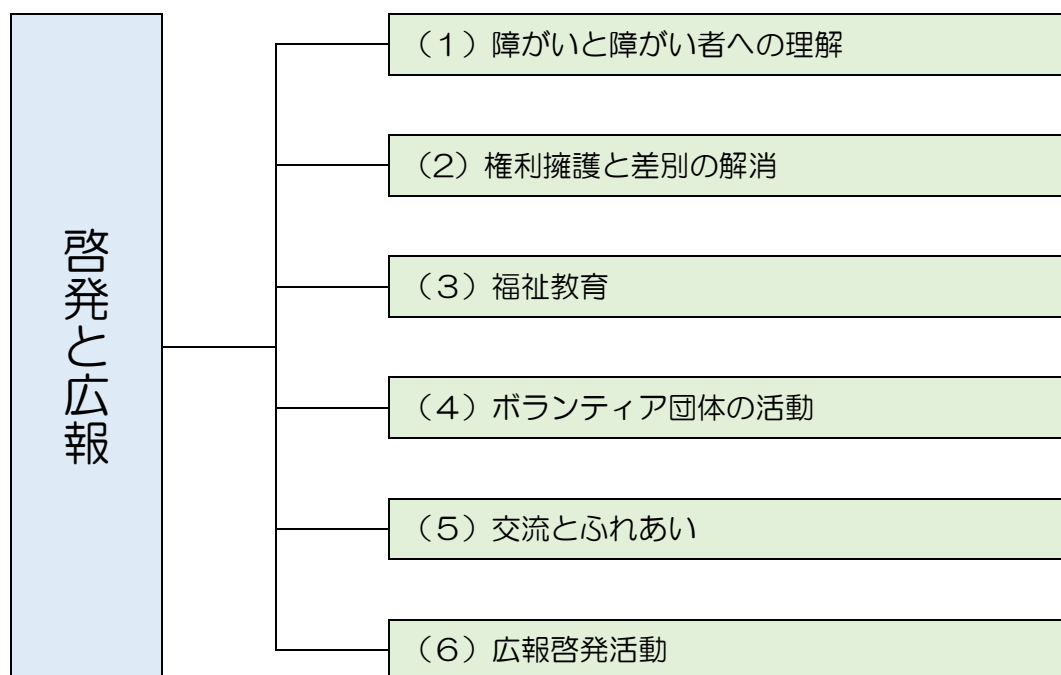
1 現状と課題

障がいのある人がその人らしく地域で安心・安全に暮らせるためには、障がいの有無にかかわらず、全ての地域住民がお互いを尊重し合い、助け合い、差別のない共生社会を実現することが大切です。そのためには、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「障がいの社会モデル」が広く周知されることが必要です。

アンケート結果によると、障がいのために、不愉快な思いをしたことについて「ある」と回答した人が21.0%でした。また、地域における障がい者への理解については、全体では「ある程度進んでいるがまだ不十分である」が31.3%で最も多く、「進んでいる」は6.8%にとどまります。

さらに、障がい者への理解を進めるために必要なことについて、「学校などでの福祉教育を充実する」が41.1%、「障がいのある人が社会に進出する」が31.3%、「企業が福祉活動に携わる」が29.8%、「障がいのある人とない人が共に参加する行事を行う」が25.4%の順となっており、障がいのある人とない人が、社会のあらゆる場面で関わりを持つことが理解促進のために必要だと考えられています。

ボランティア活動に限らず、あらゆる機会で障がいのある人とない人がふれあい、関わり合うことが、相互理解につながり、障がいのある人が能力を発揮し、自立し、共に支えあう地域を築くための礎となることが期待されます。



2 施策の基本的方向

(1) 障がいと障がい者への理解

幅広い層の地域住民が地域福祉活動に参加する機会の増大について、今後も継続して進めます。地域や企業、保育園・学校等のあらゆる機会において、障がいと障がいのある人への理解促進・啓発に資する研修を実施していきます。

【具体的施策】

- ① 障がいと障がいのある人への理解をするための機会を継続します
- ② ピアサポーターの活動を推進し、障がい特性を理解するための研修を地域や企業、学校等で実施します

(2) 権利擁護と差別の解消

南魚沼市では、市長申立てによる成年後見制度の利用を促進します。南魚沼市社会福祉協議会では「法人後見事業」の実施により、判断能力の不十分な人の財産等を法的に保護する仕組みを整備しています。また、南魚沼市社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」により、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、日常生活を営むために必要なサービスの情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人へ福祉サービスの利用援助等を行っています。

障がいのある人に対する差別解消では、市職員に対して「南魚沼市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」のさらなる周知を行い、障がい者差別解消への取組を強化していきます。

【具体的施策】

- ① 「成年後見制度利用支援事業」や、南魚沼市社会福祉協議会の行う「法人後見事業」、「日常生活自立支援事業」等の権利擁護事業の普及促進を図ります
- ② 成年後見制度の利用にあたって、親族による申立てができない場合に、市長による申立て手続きとその費用の補助を継続します
- ③ 障がい者差別に関する相談窓口を継続します

(3) 福祉教育

子どもたちが触れ合いを通じ、福祉を学ぶ機会の創出に努めます。

【具体的施策】

- ① 小学校や中学校における福祉教育を推進し、福祉教育の一環としてボランティア体験や道徳教育等の活動を進めます

(4) ボランティア団体の活動

ボランティア活動には、見守り・訪問活動、地域の人等との交流の場づくり、社会参加支援（車イス等の移動の補助等）、点訳・朗読・手話等様々なものがあります。

ボランティアとして活動できる実践の場の拡大と確保に努め、地域住民がボランティアに参加しやすい環境をさらに整備して、より積極的な参加を支援します。

【具体的施策】

- ① 南魚沼市社会福祉協議会や南魚沼市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動を推進します
- ② 地域住民がボランティアへの参加の機会ときっかけを増やすため、南魚沼市社会福祉協議会等による視察研修やボランティア交流会の充実を図ります
- ③ 「社協だより」による、ボランティア活動の情報を発信します

(5) 交流とふれあい

あらゆる感染症の拡大防止に努めながら、障がいのある人もない人も参加できる地域住民との交流・ふれあいの場を提供していきます。

【具体的施策】

- ① 障がいのある人とない人の交流を推進します

(6) 広報啓発活動

市報・ウェブサイト及び社協だよりの活用等、障がい福祉に関する情報の提供・啓発活動を進めます。特に、障がい等に関する情報の入手源として「市の広報紙」の利用度合いが高いことから、必要な紙面を確保しながら情報の提供に努めます。

【具体的施策】

- ① 各種行事ポスターの掲示やチラシを窓口に配置することにより、広報啓発を推進します
- ② 「障がい者週間」等、障がい者理解を深める各種行事の広報啓発活動を推進します
- ③ 市報・ウェブサイトによる情報発信をさらに充実します

《主な指標》

| 主な指標 | 令和4年 現状値 | 令和11年 目標値 | 担当課等 |
|--------------------------------|---------------------|--------------|---------------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業の年間実施回数 | 3回 | 増加 | 福祉課 |
| ② ピアサポート講座の開催 | 年1講座 | 事業継続 | 相談支援センター みなみうおぬま |
| ③ 成年後見制度利用支援事業※ | 市長申立て 0件 報酬付与 4件 | 事業継続 | 福祉課 |
| ④ 小中学生福祉体験学習参加者数の維持 | 全17校 123人 | 全17校 100人 | 南魚沼市 社会福祉協議会 |
| ⑤ 福祉・保健分野でボランティアセンターに登録している団体数 | 104団体 | 115団体 | 南魚沼市 社会福祉協議会 |
| ⑥ 障がい者いきいきサロンの開催数 | 年7回実施 | 年8回実施 | 南魚沼市 社会福祉協議会 |
| ⑦ 社協だよりの発行 | 年7回 | 年7回 | 南魚沼市 社会福祉協議会 |
| ⑧ 市報への年間記事掲載数 | 年28件 | 毎号に掲載 | 福祉課 |
| ⑨ 社会福祉協議会ウェブサイトやフェイスブックの充実（新設） | フェイスブック 投稿数 225回 | 現状維持 | 南魚沼市 社会福祉協議会 |

※印は、障がい福祉計画で管理している指標です。



MSG アートクラブ作品

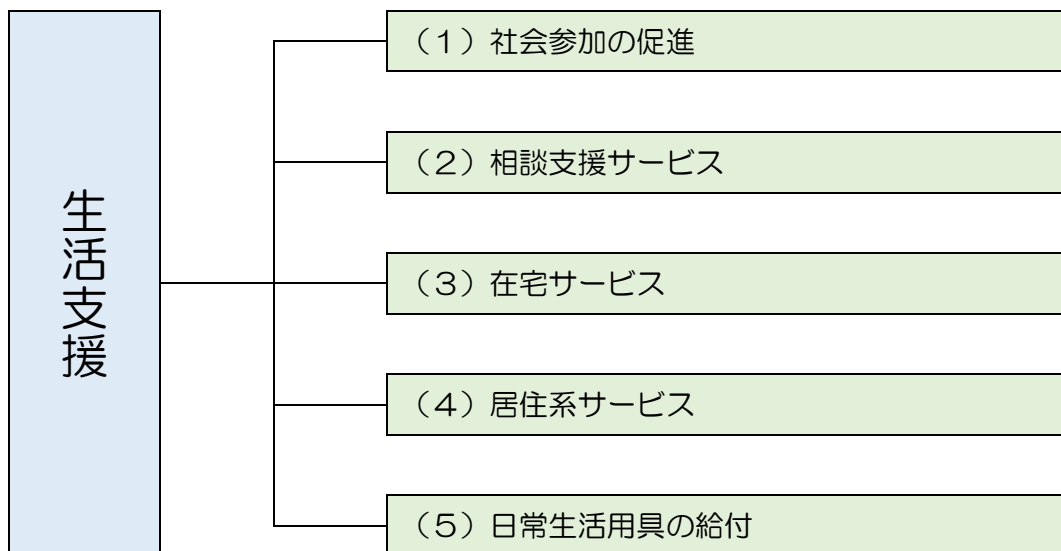
第2節 生活支援 自立支援と社会参加の推進

1 現状と課題

障がいのある人が必要なときに必要な場所で、適切なサービスや支援を受けられるよう提供体制の整備を進めることは、障がいの有無にかかわらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するための基礎となります。

地域資源を最大限に活用し、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むとともに、高齢化する介助者の負担軽減にも資するよう障がい福祉サービス等の充実とともに、利用の促進を図ります。

なお、詳細については、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載します。



2 施策の基本的方向

(1) 社会参加の促進

障がいのある人にとって、文化、スポーツ、レクリエーション活動は、社会参加を通じた生きがいの創出や仲間作りにつながる有意義かつ価値ある機会です。

関連施策とも連携しながら、各種行事や福祉施設の活動等において、障がいのある人となない人との交流を図るとともに、障がいのある人自身も積極的に社会参加ができるよう努めていきます。

【具体的施策】

- ① サロン等の交流する場を継続し、障がいのある人となない人が交流する機会を増やしていきます
- ② 通所交通費助成や障がい者タクシー利用券等による、一人で移動が困難な人の社会参加促進の支援を行います
- ③ 障がい者団体の交流促進・会員増加を支援します
- ④ 各種スポーツ大会や福祉大会等の参加及び団体行事等の支援を継続します
- ⑤ 障がいのある人の自動車免許取得費の助成や、自動車改造費助成の事業を継続します
- ⑥ 生涯学習、文化活動、スポーツ活動等の支援を継続します

(2) 相談支援サービス

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の体制整備を図ります。

また、相談内容の複雑化・困難化しているケースも増加していることから、特定相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、地域での研修の機会を設けます。

【具体的施策】

- ① 特定相談支援事業所連絡調整会議を継続して開催します
- ② 事例検討会の開催などスキルアップのための研修を計画的に実施します

(3) 在宅サービス

居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）等の在宅サービスの充実を図り、障がいのある人の地域生活にゆえられる体制をさらに整備します。（詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載）

【具体的施策】

- ① 訪問系サービスや日中活動系サービスの体制整備を進めます
- ② 重症心身障がい者の日中活動の場を検討します
- ③ 一人暮らしの生活を支援するための体制を構築します
- ④ 市立総合支援学校の卒業生を受け入れるため、必要なニーズに合わせ日中活動系及び居住系等のサービス体制を整備します

(4) 居住系サービス

入所施設から地域での一人暮らしを希望する障がいのある人のニーズを把握し、グループホームの整備を図るとともに、生活を支援するための体制構築に努めます。

(詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載)

【具体的施策】

- ① 障がいのある人が地域で自立して生活していくために、グループホーム等サービス基盤の整備を推進します

(5) 日常生活用具の給付

医療の進歩や用具の改良が進む中、障がい者のニーズも変化することを想定し、適正な見直しを行いながらニーズを反映した給付に努めます。

(詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載)

【具体的施策】

- ① 障がいのある人の日常生活用具のニーズを把握し、必要とする日常生活用具の給付を行います

《主な指標》

| 主な指標 | 令和4年 現状値 | 令和11年 目標値 | 担当課等 |
|-------------------------------------|-------------------------|--------------|---------------------|
| ① 障がい者いきいきサロンの開催数【再掲】 | 年7回実施 | 年8回実施 | 南魚沼市 社会福祉協議会 |
| ② 特定相談支援事業所の指定箇所数 | 4箇所 | 5箇所 | 福祉課 |
| ③ 相談支援実績 | 障がい者 1,008件 障がい児 53件 | 事業継続 | 相談支援センター みなみうおぬま |
| ④ 生活困窮者自立相談支援事業(新設) | 新規相談 79件 プラン作成 20件 | 事業継続 | 南魚沼市 社会福祉協議会 |
| ⑤ 児童相談窓口の相談件数(新設) | 190件 | 230件 | こども家庭 サポートセンター |
| ⑥ 相談支援事業所連絡調整会議の開催(新設) | 12回 | 継続 | 福祉課 |
| ⑦ 自動車運転免許取得費助成 | 2件 | 事業継続 | 福祉課 |
| ⑧ スポーツパラダイス事業の障がい者水泳教室の参加者数 | 延240人 | 延310人 | 生涯スポーツ課 |
| ⑨ 市民が企画運営する生涯学習・社会教育参加者数の増加(「手話」講座) | 19人 | 25人 | 社会教育課 |

第3節 生活環境 人にやさしいまちづくりの推進

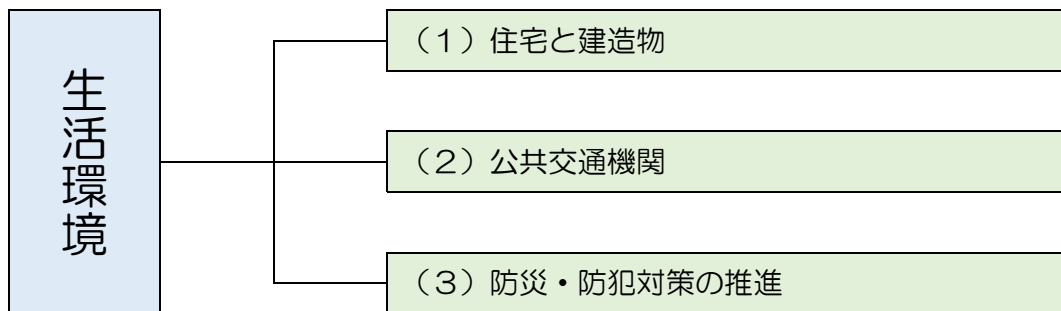
1 現状と課題

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で直面する様々な社会的障壁の除去を進め、障がいのある人が安心して快適に暮らせる住環境を整備することが求められます。

アンケート結果によると、住居の種類については、「本人または家族の持ち家」が81.6%と約8割を占め、今後の暮らしかたの希望については、「今までと同じように暮らしたい」が73.3%と約7割です。今後、障がいの状態の変化や加齢などにより、「今までと同じ暮らし」を継続するためには、その変化に応じた住環境の確保が必要となります。

また近年、自然災害が多発する中、災害が起きたときに不安なことについては、「避難が長期間になった場合、避難所での生活に不安がある」(44.9%)、「定期的に通院・治療を受けているので医療体制が心配」(32.8%)、「一人で避難できない」(28.9%)が上位に挙げられています。

障がいのある人等すべての人にとって安全・安心な生活が継続できるよう、住宅、公共施設等、生活空間のバリアフリー化の推進に努めるとともに、防災、防犯対策も推進していきます。



2 施策の基本的方向

(1) 住宅と建造物

障がいの種別、程度や介助者の状況に応じて、日常生活に適した広さや設備のある住宅の確保が必要です。既存住宅の場合、障がいのある人の生活や介助者に配慮した、住みやすい住宅へと改造していく必要もあります。

また、人にやさしいまちづくりを進め、公共施設等あらゆる生活空間のバリアフリー化が重要です。

【具体的施策】

- ① 障がいのある人の住む住宅の改造を支援します
- ② 歩道設置など交通安全施設を計画的に整備します
- ③ 公共施設における、トイレ等のバリアフリー化を推進します

(2) 公共交通機関

公共交通機関は、障がいのある人の交通手段として重要な役割を担っています。障がいのある人が利用しやすいように公共交通機関に情報提供を行うなど連携に努めます。

【具体的施策】

- ① 障がいのある人が市民バスを利用しやすいように、減額制度等の周知を図ります
- ② 公共交通機関を運営する関係機関に情報提供を行い、啓発活動に努めます

(3) 防災・防犯対策の推進

南魚沼市では、災害発生時に支援が必要となる障がいのある人や高齢者等に対して行政区、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力のもと、「避難行動要支援者名簿」を整備しています。今後も、関係機関と情報を共有するなど災害時の支援体制のさらなる充実を図り、有事の際に備えます。

また近年、南魚沼市の交通事故発生件数が増加に転じ、中でも高齢者の事故の比率が高くなっています。交通事故防止に資する適正な安全教育が必要であり、市内の小・中学校と総合支援学校及び福祉事業所、老人クラブ等で交通安全教室を開催していきます。

また、聴覚や言語に障がいがあるために119番通報が困難な人に向け、NET119を活用し緊急時の支援体制を推進します。

【具体的施策】

- ① 「避難行動要支援者名簿」を整備し、災害時の支援体制を確立します
- ② 福祉避難所の確保に努めます
- ③ 小・中学校及び総合支援学校の交通安全教室を開催します

《主な指標》

| 主な指標 | 令和4年 現状値 | 令和11年 目標値 | 担当課等 |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------|
| ① 南魚沼市高齢者・障がい者向け住宅整備費補助事業 | 7件 (障がい者2件、 高齢者5件) | 5件 (障がい者1件、 高齢者4件) | 福祉課 |
| ② 都市計画道路整備率（舗装率） | 57.2% | 61.1% | 都市計画課 |
| ③ 小中学校における多目的トイレ (注1) 設置率の増加（新設） | 76.2% | 100.0% | 学校教育課 |
| ④ 市民バス障がい者等割引人数の人口比率 | 21.6% | 19.1% | 都市計画課 |
| ⑤ 福祉避難所の指定 | 3箇所 | 8箇所 | 総務課 |
| ⑥ 交通安全教室の開催状況（新設） | 老人クラブ・ 福祉事業所向け 8回 | 老人クラブ・ 福祉事業所向け 15回 | 環境交通課 |
| ⑦ NET119緊急通報システムの普及 (注2)（新設） | 登録件数6件 | 受付継続 | 南魚沼市 消防本部 |
| ⑧ 防災ラジオの所有世帯の増加 (高齢者や障がい者等がいる世帯への割引有償配布台数) (新設) | 年間153台 (延べ1,175台) | 年間100台 (延べ1,800台) | 総務課 |
| ⑨ 防災情報メール登録者数の増加 (新設) | 10.6% 5,645人 | 30.0% 13,149人 | 総務課 |

(注1) 多目的トイレとは車イス使用者や高齢者、子ども連れ、介助を必要とする人など、様々な事情を抱えた人の利便性を考慮したトイレのこと。

(注2) NET119は聴覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方を対象としたスマートフォンや携帯電話を使って消防へ緊急通報できるサービスです。

第4節 教育と育成 障がいのある子どもの保育と教育の充実

1 現状と課題

障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に保育や教育を受けることのできる仕組みをさらに整備するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進する必要があります。また、高等教育を含む学校教育における障がいのある幼児、児童、生徒及び学生に対する支援を推進するため、適切な支援を行うことができる環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実が求められます。

さらに、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが、地域において包括的に支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を促進する必要があります。

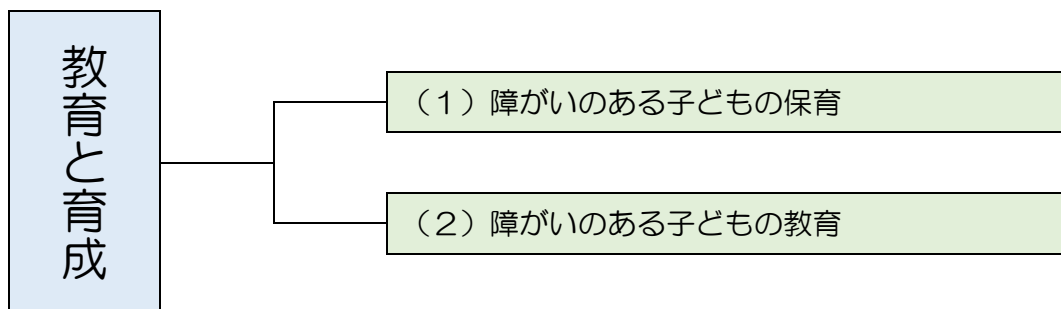
南魚沼市では、すべての保育園・幼稚園・子ども園で保育のUD（ユニバーサルデザイン）支援事業^{※1}を展開し、専門スタッフによる巡回訪問相談の実施により、幼保小の連携による切れ目のない支援を実施しています。今後も、障がいのある子ども一人ひとり個性を大事にした支援を継続して実施します。

また、南魚沼市総合支援学校では、「まち全体をキャンパスに！」をスローガンに、地域住民と一緒にダイナミックな教育活動を展開しています。

今後も、障がいのある子ども一人ひとりのよりよい成長を促すよう、特性や障がいに応じた保育・教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学べる「包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）」を推進します。

※1 UD（ユニバーサルデザイン）支援事業

発達が気になる幼児・児童生徒及び保護者を支援するため、教育、医療、保健、福祉、子育ての支援機関がチームを組み、市内の保育園、幼稚園、こども園及び小中学校を訪問し、保育士及び教師に専門性を生かしたコンサルテーションを行い、早期支援、早期療育及び就学先での継続支援を図る事業。



2 施策の基本的方向

(1) 障がいのある子どもの保育

療育については、障がいのある子どもが障がいのない子どもと同様に一般児童施設を利用できるよう取り組んでいます。

障がいのある子どもの保育では、受け入れを促進するため、保育士の研修の充実を図り、保育園に保育士等を加配する施策を実施しています。また専門職員が保育園を訪問し、子どもの発達を確認し、保育園と連携しています。一人ひとりの発達と個性に合わせた細やかな援助が行える環境整備をさらに進め、受け入れ体制の質の向上に努めます。

【具体的施策】

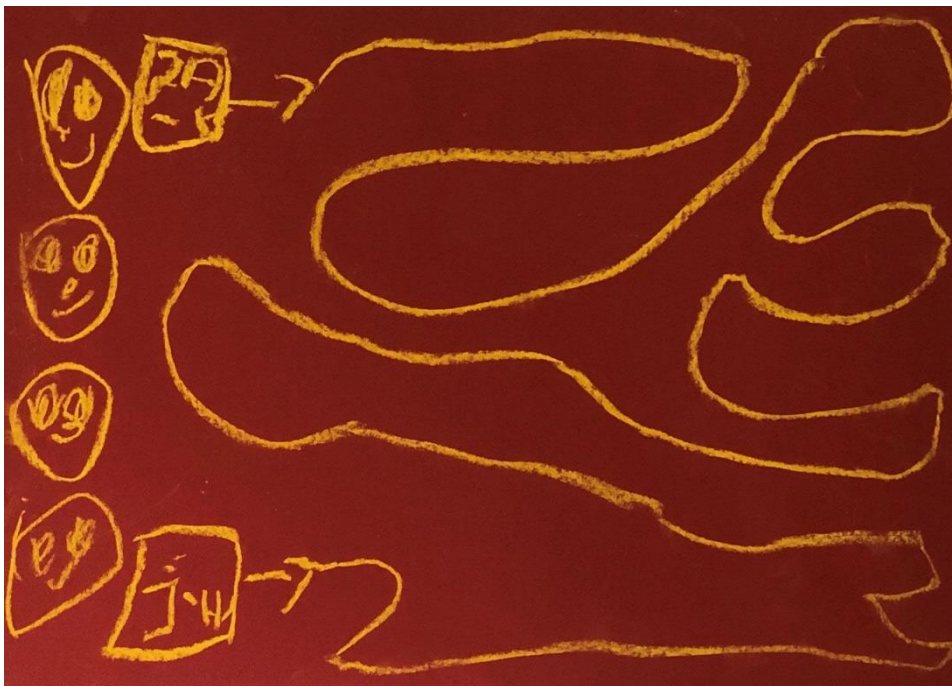
- ① 障がいのある子どもの子育てに関する相談体制を充実します
- ② 保育士の専門研修への参加と、園全体での園内研修を充実します

(2) 障がいのある子どもの教育

障がいのある子どもの就学にあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供や相談のもとで、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意がなされた上で適切な「学びの場」が提供できるよう努めます。

【具体的施策】

- ① 保育士と教師に具体的な支援を行うための研修会を実施します
- ② 子どもの適切な「学びの場」が提供できるよう努めます



MSG アートクラブ作品

《主な指標》

| 主な指標 | 令和4年 現状値 | 令和11年 目標値 | 担当課等 |
|--------------------------------|----------------|---|-----------------|
| ① 加配保育士配置可能保育園数 | 25園／26園中 | 24園／25園中 | 子育て支援課 |
| ② 医療的ケア児の受入保育園数 (新設) | 1園 | 2園 | 子育て支援課 |
| ③ 特別支援教育基礎研修等の研 修会の実施状況 | 594人 | 700人 | 学校教育課 |
| ④ 医療的ケア児受け入れ小・中学 校数(新設) | 2校 | 入学が決定した時に、 施設の整備、学校看 護師の確保を行い、受 入れます | 学校教育課 |
| ⑤ 小中学校における多目的トイレ設 置率の増加【再掲】 | 76.2% | 100.0% | 学校教育課 |
| ⑥ 遊びの教室参加者数(新設) | 年少2組 未満児11組 | 年長12人 年中6組 年少4組 未満児12組 | 子育て支援課 |
| ⑦ 療育対応研修参加園数 (新設) | 18園 | 19園 | 子育て支援課 |
| ⑧ 加配保育園等訪問数(新設) | 26回 | 30回 | 子育て支援課 学校教育課 |
| ⑨ 難聴児親子交流会(新設) | 1回 | 継続 | 保健課 |
| ⑩ 5歳児発達相談実施率 (新設) | 98.7% | 95%以上維持 | 保健課 |

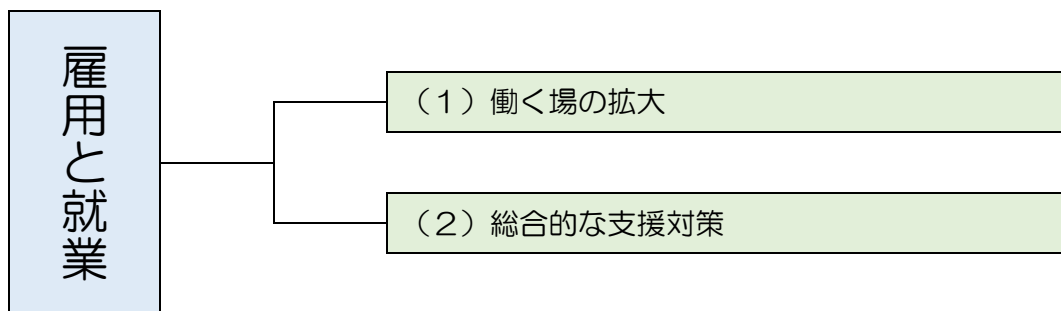
第5節 雇用と就業 働く場の確保のために

1 現状と課題

障がいのある人が地域でより質の高い自立した生活を営むためには就労が重要です。障がいのある人が働く意欲と適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉サービス事業所において工賃の水準の向上を図るなどの総合的な支援が必要です。

アンケート結果によると、収入を得る仕事への就労希望については、「仕事をしたい」が27.9%と約3割であり、また、障がい者の就労支援に必要だと思うことについては、「企業に障がい者への理解があること」(45.1%)、「職場の上司や同僚に障がい者への理解があること」(42.6%)、「通勤手段の確保」(34.5%)が上位に挙げられています。

今後も、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せのもと、障がいのある人が賃金・工賃等収入、年金や諸手当の受給、経済的負担の軽減等によって経済的自立が実現できるよう支援します。



2 施策の基本的方向

(1) 働く場の拡大

南魚沼市では、障がいのある人を雇用し、市役所内の作業に従事する場として、令和5年4月に「南魚沼市障がい者ワークステーション」を開設しました。障がいのある人の働く場を提供するとともに、市の法定雇用率の達成と市役所業務の効率化を図っていきます。

引き続き、関係機関や自立支援協議会を通じて障がいのある人の就労ニーズの把握に努め、サービス提供事業所と協議・連携しながら、障がいのある人がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活ができるよう環境を整備します。

【具体的施策】

- ① 障がい者雇用促進制度と障がい福祉サービスとの総合的な連携を進めて、障がいのある人の就労を支援します
- ② 「就労移行支援事業・就労定着支援事業・就労継続支援事業」の事業所の確保と利用促進に努めます
- ③ 障がい者ワークステーションを設置し、働く場の確保に努めます

(2) 総合的な支援対策

就労継続支援等の日中活動系サービスを充実し、継続してサービス利用ができるように支援します。(詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画に記載)

また、福祉優先調達目標を掲げ、福祉施設への優先的な発注や役務の提供について、少しでも多く障がい者就労施設等から調達できるように関係課と協力しながら取り組みます。

今後も、県や関係機関との連携を強化しながら、一人ひとりの障がい特性に応じた支援を行えるよう、障がい者雇用の促進と就労支援に関する施策を展開していきます。

【具体的施策】

- ① 施設通所交通費助成を継続します
- ② 福祉優先調達目標を達成するため、関係課と協力しながら取り組みます

《主な指標》

| 主な指標 | 令和4年 現状値 | 令和11年 目標値 | 担当課等 |
|----------------------------|----------------------|--------------|------|
| ① 就労継続支援事業所の数 | 5箇所 | 6箇所 | 福祉課 |
| ② 就労定着支援事業所の数 | 2箇所 | 3箇所 | 福祉課 |
| ③ 南魚沼市障がい者ワークステーション職員数(新設) | (令和5年度4人) | 延べ35人 | 総務課 |
| ④ 福祉優先調達額 | 8,334,199円 | 増加 | 福祉課 |
| ⑤ 通所交通費助成 | 81人 | 事業継続 | 福祉課 |
| ⑥ 企業に対する障がいや障がい者理解促進研修実施 | 企業向け0回 (研修会は3回実施) | 3回 | 福祉課 |

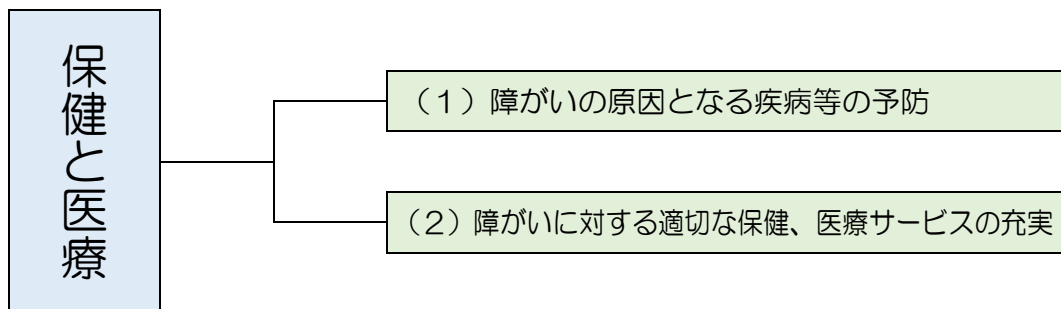
第6節 保健と医療 障がいの早期発見、早期対応と健康づくり

1 現状と課題

南魚沼市では、赤ちゃんから高齢者までライフステージを通じた疾病の予防や早期発見・早期対応のための健康診査の充実や受診率の向上、健康教育・相談の充実に取り組んでいます。

アンケート結果によると、障がいに起因する治療状況については、「病院に通院している」が65.0%で、治療を受けている医療機関については、「魚沼基幹病院」(33.3%)、「南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院」(33.1%)、「魚沼基幹病院及び南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院以外の市内の医療機関など」(21.3%)となっています。また、医療について困っていることとして、「通院が不便である(移動手段が不自由)」(19.7%)、「医療費の負担が大きい」(13.7%)、「市内に適当な病院がない」(8.5%)などが挙げられています。

今後も疾病の早期発見、早期治療のための健康診査や相談体制の充実に向けて取り組んでいくとともに、障がいのある人が身近な地域で必要な医療を受けることができるよう医療機関、保健所や関係機関との連携を図ります。



2 施策の基本的方向

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防

疾病を原因とする障がいの多くは、疾病の早期発見・治療によって障がいの予防や軽減につながる場合があります。健康診査は、疾病の危険（リスク）の早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導に結び付ける機会でもあります。

【具体的施策】

- ① 乳幼児健診の受診を促進し、発育・発達の遅れ、疾病や障がいの早期発見に努めます
- ② 発見された発育・発達の遅れに対し、訪問指導、保健所療育相談、専門医療機関の紹介等を行います
- ③ 住民健診の内容や保健指導を充実させるとともに、医療機関、専門医等との連携体制を整え、疾病の早期発見、生活習慣の見直しにつなげます
- ④ うつ病の理解と対応について予防の講演会等を開催します

(2) 障がいに対する適切な保健、医療サービスの充実

障がいのある人のための医療の充実は、障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立を促進するために不可欠です。「障害者総合支援法」に基づき、身体障がいを軽減又は除去するための医療（更生医療及び育成医療）及び精神疾患に対する継続的な治療（精神通院医療）を自立支援医療と位置づけ、その医療費の自己負担の一部又は全部を公費負担しています。

【具体的施策】

- ① 育児の不安を軽減する相談支援体制を充実します
- ② 発見された発育・発達の遅れに対し、訪問指導、療育相談、専門機関の紹介を行います
- ③ 精神障がい者への相談体制や日中活動を充実します
- ④ 重度心身障がい者医療費助成を継続します
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく医療費助成を継続します
- ⑥ 歯科疾患予防と早期受診を推進します

《主な指標》

| 主な指標 | 令和4年 現状値 | 令和11年 目標値 | 担当課等 |
|----------------------------|---|------------------------------------|---------------------|
| ① 乳幼児健診の受診率 | <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診 98.9% ・10か月児健診 96.8% ・1歳6か月児健診 98.7% ・3歳児健診 100% | 95%以上の維持 | 保健課 |
| ② 特定健診・特定保健指導受診率の向上 | 特定健診受診率 47.3% 特定保健指導実施率 59.8% | 特定健診受診率 60% 特定保健指導実施率 60% | 保健課 |
| ③ 治療が必要な人が歯科受診をする割合 | 総合支援学校高等部 平均 85.7% | 87%以上維持 | 保健課 |
| ④ 地活I型利用者への健康相談 | 契約者数 66名 延べ利用人数 1,879人 | 事業継続 | 相談支援センター みなみうおぬま |
| ⑤ 心の健康に関する市民向け講演会や健康教育等の開催 | 14回 | 15回以上/年 | 保健課 |



MSG アートクラブ作品

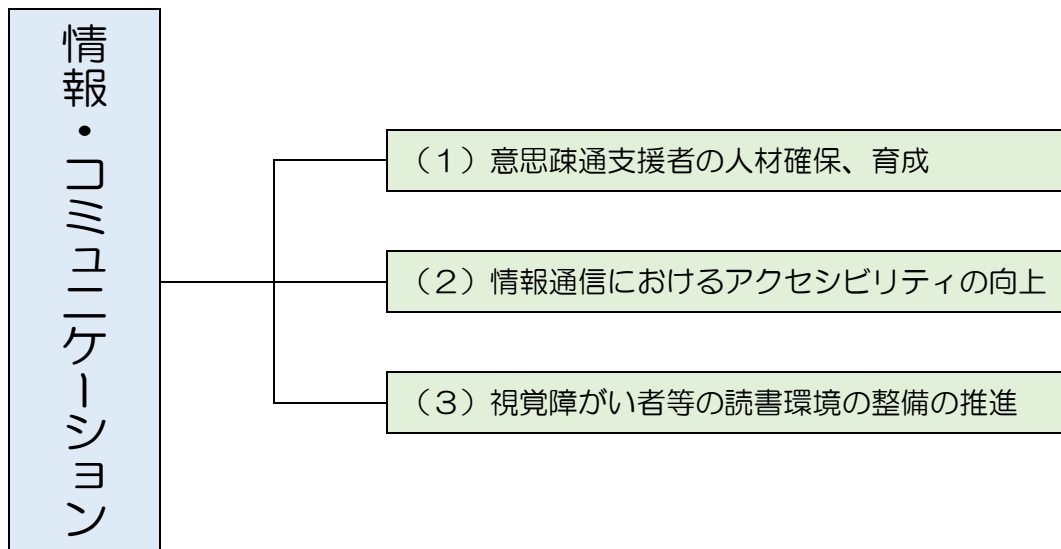
第7節 情報・コミュニケーション 地域で自立して生活していくために

1 現状と課題

当市では、障がいのある人が読みやすい大きな活字の図書等多様な資料の充実に努めています。令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、当市でも令和5年度より第2次南魚沼市子ども読書活動推進計画が策定されています。障がいのある人自身が必要な情報へ円滑にアクセスすることができるよう配慮された情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報の使いやすさ（アクセシビリティ）を向上することが一層求められています。

アンケート結果によれば、障がい等に関する情報の入手源について、「市の広報紙」（38.5%）、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（22.7%）、「家族や親せき、友人・知人」（20.8%）が上位に挙げられ、「パソコン、スマートフォンなど」は17.7%となっており、広報紙による情報発信が引き続き重要です。

また、ウェブサイト及び読書環境のアクセシビリティ向上に努め、障がいのある人への情報提供の充実を図るとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができる支援体制の整備を図っていきます。



2 施策の基本的方向

(1) 意思疎通支援者の人材確保、育成

南魚沼市では、手話奉仕員の人材育成をはじめ、地域で障がいのある人が必要とするコミュニケーション方法の支援体制整備が重要です。

【具体的施策】

- ① 手話奉仕員等意思疎通支援者の人材確保、育成を行い、派遣体制の整備に努めます

(2) 情報通信におけるアクセシビリティの向上

南魚沼市のウェブサイトについては、アクセシビリティに配慮し、内容の充実と高齢者や障がいのある人が利用にあたって不自由さを感じることのない、ユニバーサルデザインに対応したページを作成しています。

ウェブアクセシビリティに関するウェブコンテンツの等級A(障がいの有無や年齢等にかかわらず、閲覧されるすべての人が利用できる等級)に準拠及び等級AA、等級AAAに一部準拠を目指す必要があります。

【具体的施策】

- ① 市のウェブサイトについて、障がいのある人が利用にあたって不自由さを感じることのない、アクセシビリティに対応したページを作成します

(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進

(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)第8条に基づく市読書バリアフリー計画)

読書バリアフリー法に基づき、視覚障がい等のある人が利用しやすい図書館サービスの充実を図りながら、誰もが気軽に図書館を利用できるように、読書環境の整備を推進します。

【具体的施策】

- ① 障がいのある人が利用しやすい点字図書等のアクセシブルな書籍^(注1)の収集・貸出を実施し、読書のバリアフリー化を推進します。
- ② 県立図書館等と連携し、サピエ図書館サービス^(注2)、市図書宅配サービス等の周知を図り利用を促進します。
- ③ 電子書籍の活用に関する検討を行い、障がいのある人が利用しやすい形式で本の内容にアクセスできることを目指します。
- ④ 職員の資質向上のため、新潟県視覚障害者情報センター等の研修に参加します。

^(注1) 読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍。

^(注2) 音声デジター図書等が多く収められている「サピエ図書館」から、県立図書館が音声デジター図書等のデータをCD-ROMにダウンロードして貸し出すサービス。これにより、様々な本や雑誌を音声で聞いたりして楽しむことができる。点字資料なども他の図書館や施設から取り寄せて貸し出すことができる。「デジター図書」とは、視覚障がい等のある人ために開発されたデジタル録音図書で、専用の再生ソフトや再生機器で再生すると、読みたい章や見出しを選んで読むことができる。

《主な指標》

| 主な指標 | 令和4年 現状値 | 令和11年 目標値 | 担当課等 |
|---|--|--|--------|
| ① 手話奉仕員養成講座修了者数 | 3名 | 増加 | 福祉課 |
| ② ウェブコンテンツの等級の向上 ウェブアクセシビリティに関するウェブ コンテンツの等級Aに準拠及び等 級AA、等級AAAに一部準拠 することを目標とする | 等級A 等級AA(一部) | 等級AA | 秘書広報課 |
| ③ ウェブアクセシビリティによる、HTML ページの用意、読み上げソフト対 応の充実 | 有(一部) | 有 | 秘書広報課 |
| ④ アクセシブルな書籍の整備 (新設) | 大活字本・点字図書・ 点字雑誌・LLブック 887冊 CD・DVD 1,072冊 | 大活字本・点字図書・ 点字雑誌・LLブック 1,080冊 CD・DVD 1,270冊 | 図書センター |
| ⑤ 電子図書館の整備(新設) | 無 | 電子図書館の整備 | 図書センター |